



島根県報

平成28年6月28日（火）

第2,813号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則等の一部を改正する規則	(人 事 課)	3
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	(〃)	3
島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則	(中 小 企 業 課)	4
島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(港 湾 空 港 課)	5
島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則	(〃)	5

【告 示】

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(中 小 企 業 課)	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出の取下げ	(〃)	7

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(水 産 課)	7
----------------------------	---------	---

【特定調達公告】

島根県ストレスチェックシステム開発・運用保守業務に係る随意契約の相手方等	(人 事 課)	10
指掌紋情報管理システム貸借に係る一般競争入札の落札者等	(警 察 本 部)	10

【教育長訓令】

教育事務決裁規程の一部改正	(教育庁総務課)	11
---------------	----------	----

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定		11
---------------------	--	----

【正 誤】

平成28年6月7日付け島根県報第2,807号中	(森 林 整 備 課)	11
平成16年3月30日付け島根県報第1,559号中	(中 小 企 業 課)	12
平成16年4月27日付け島根県報第1,567号中	(〃)	12
平成28年3月31日付け島根県報号外第75号中	(教育庁総務課)	12

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則等の一部を改正する規則（規則第74号）

1 規則の概要

本庁、教育庁本庁、県議会議務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の支出に関する事務の一部を財務会計システムの電子決裁を使用して行うことに伴い、次に掲げる規則の規定の整備をすることとした。

- (1) 島根県事務決裁規則
- (2) 知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則
- (3) 知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則
- (4) 島根県議会の予算の執行に関する専決規則
- (5) 人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則

2 施行期日

平成28年7月1日から施行することとした。

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第75号）

1 規則の概要

- (1) 地方機関の組織改正を次のように行うこととした。

部	事務所等	改正の概要
農林水産部	川本家畜保健衛生所	江津家畜保健衛生所を「川本家畜保健衛生所」に改称及び移転

- (2) その他所要の改正

2 施行期日

平成28年7月4日から施行することとした。

◇島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第76号）

1 規則の概要

- (1) 貸付金の融資利率を改めることとした。（別表関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第77号）

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成28年6月30日とすることとした。

◇島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則（規則第78号）

1 規則の概要

計量器の利用の許可を受けようとする者は、港湾施設（上屋等）使用許可申請書を知事に提出しなければならないこととした。（第2条関係）

2 施行期日

平成28年6月30日から施行することとした。

島根県事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第74号

島根県事務決裁規則等の一部を改正する規則

(島根県事務決裁規則の一部改正)

第1条 島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、同項第13号中「第15号」を「第16号」に改め、同項中同号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(2) 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること(島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第2条第11号に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。)

(知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則の一部改正)

第2条 知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則(昭和46年島根県規則第78号)の一部を次のように改正する。

本則第8号中「すること」の次に「及び支出の命令(島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第2条第11号に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。)をすること」を加える。

(知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則の一部改正)

第3条 知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則(昭和46年島根県規則第79号)の一部を次のように改正する。

本則第8号中「すること」の次に「及び支出の命令(島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第2条第11号に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。)をすること」を加える。

(島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部改正)

第4条 島根県議会の予算の執行に関する専決規則(昭和49年島根県規則第76号)の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること(島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第2条第11号に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。)

(人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則の一部改正)

第5条 人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則(昭和53年島根県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること(島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第2条第11号に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。)

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第75号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第46条第2項の表西部農林振興センターの部中「江津家畜衛生部」を「川本家畜衛生部」に改め、同条第3項の表中

「

西部農林振興センター江津家畜衛生部	江津市
-------------------	-----

 を

「

西部農林振興センター川本家畜衛生部	邑智郡川本町
-------------------	--------

 に改める。

第52条第1項の表中

江津家畜保健衛生所	江津市
-----------	-----

 を

川本家畜保健衛生所	邑智郡川本町
-----------	--------

 に改

め、同条第2項の表中「江津家畜保健衛生所」を「川本家畜保健衛生所」に改める。

第70条第1項の表中「江津家畜保健衛生所長」を「川本家畜保健衛生所長」に、「西部農林振興センター江津家畜衛生部長」を「西部農林振興センター川本家畜衛生部長」に改め、同条第2項の表中「江津家畜保健衛生所」を「川本家畜保健衛生所」に、「西部農林振興センター江津家畜衛生部」を「西部農林振興センター川本家畜衛生部」に改める。

附 則

この規則は、平成28年7月4日から施行する。

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第76号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表1の項高度化事業の内容の欄中「第2条第1項第1号イ」を「第3条第1項第1号イ」に改め、同項貸付金の額の欄中「第2条第1項各号」を「第3条第1項各号」に改め、同項利率（年利）の欄中「0.65パーセント」を「0.50パーセント」に改め、同表2の項高度化事業の内容の欄中「第2条第1項第1号イ」を「第3条第1項第1号イ」に改め、同表3の項高度化事業の内容の欄中「第2条第1項第1号ロ」を「第3条第1項第1号ロ」に改め、同項利率（年利）の欄中「0.65パーセント」を「0.50パーセント」に改め、同表4の項高度化事業の内容の欄中「第2条第1項第1号ハ」を「第3条第1項第1号ハ」に改め、同表5の項高度化事業の内容の欄中「第2条第1項第2号イからニまで」を「第3条第1項第2号イからニまで」に改め、同表6の項高度化事業の内容の欄中「第2条第1項第2号イ又はロ」を「第3条第1項第2号イ又はロ」に改め、同表7の項高度化事業の内容の欄中「第2条第1項第2号イ」を「第3条第1項第2号イ」に改め、同表8の項高度化事業の内容の欄中「第2条第1項第2号ハからホまで」を「第3条第1項第2号ハからホまで」に改め、同表9の項高度化事業の内容の欄中「第2条第1項第3号」を「第3条第1項第3号」に改め、同表10の項高度化事業の内容の欄中「第2条第1項第4号」を「第3条第1項第4号」に改め、同表11の項高度化事業の内容の欄中「第2条第2項第1号」を「第3条第2項第1号」に改め、同表12の項高度化事業の内容の欄中「第2条第2項第2号」を「第3条第2項第2号」に改め、同表13の項利率（年利）の欄中「0.65パーセント」を「0.50パーセント」に改め、同表備考(6)中「第2条第1項第2号イ」を「第3条第1項第2号イ」に改め、同表備考(7)中「第2条第1項第3号」を「第3条第1項第3号」に改め、同表備考(12)から(14)までの規定中「第2条第2項第1号」を「第3条第2項第1号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第77号

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第30号）の施行期日は、平成28年 6 月30日とする。

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第78号

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県港湾施設条例施行規則（昭和39年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「又は移動式荷役機械」を「、移動式荷役機械又は計量器」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 6 月30日から施行する。

告 示

島根県告示第472号

平成28年島根県告示第403号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成28年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグストア ウェルネス神門店 島根県出雲市神門町869番外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	<p>工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路・水路が汚損・破損しないよう注意すること。</p> <p>また、道路・水路が破損、汚損した場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、原形に復旧すること。</p>	<p>道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）及び道路法第58条（原因者負担金）による。</p>

2	<p>なお、工事着手前に道水路管理者と道路面の状況等確認の立会いを行うこと。</p> <p>道路上に広告看板、のぼり旗等を設置しないこと。</p> <p>開発区域周辺道において交通渋滞が発生しないよう公安委員会、各道路管理者等と協議のうえ対策を講じること。</p> <p>車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。</p> <p>店舗開店直後などの繁盛期には、適宜、交通整理員を配置するなど、十分な渋滞対策を講じること。</p>	<p>道路法第32条（道路の占用の許可）による。</p> <p>平素から交通量の多い国道9号のほか、開店後は、周辺の市道においても交通量の増加が予想されるため、混乱・事故が生じないように対策を講じておく必要がある。</p> <p>店舗立地予定地周辺では、歩行者・自転車の通行が見込まれ、店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防止するため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要がある。</p> <p>また、駐車場から道路に進出する車両等に対し、標示等により停止を促す措置を十分に講じる必要がある（駐車場が歩道に面している国道9号側は、出入口付近に、歩道手前で停止を促す措置を講じること）。</p> <p>平素より多くの来客が見込まれる際は、車両を停滞させることなく、円滑に進行させるため、適宜、交通整理員の配置が必要である。</p>
3	<p>早朝、夜の荷さばき作業による騒音について、通常行う騒音対策にあわせ、作業方法や工程等を工夫するなど徹底した騒音対策を行うこと。また、搬入車両について近隣住民の安眠を妨害することがないよう検討・採用すること。</p> <p>長時間使用する室外機、受電設備等の稼働時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。早朝における近隣住民の安眠を妨害することがないよう防音対策を講ずること。また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕すること。</p> <p>敷地内に照明等設置する時は周辺の住宅等に影響を与えないよう十分配慮し設置及び運営すること。</p> <p>店舗に設置される排気施設について、排出される臭気が近隣住民の生活に支障を生じさせないよう配置や構造に配慮すること。</p> <p>周辺の住民や事業所等に当該事業についての事前説明を行うこと。</p> <p>周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解決に向け努力すること。</p>	<p>周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。</p> <p>周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。</p>

3 縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1週間

島根県告示第473号

平成16年島根県告示第648号で告示した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による次の届出は、取り下げられたのでここに告示する。

平成28年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 取り下げられた届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ロックショッピングセンター大田 島根県大田市長久町土江字八石646-2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

ロック開発株式会社 代表取締役 横田稔弘 東京都千代田区神田佐久間河岸67

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

代表取締役 松尾茂和

(変更後)

代表取締役 横田稔弘

イ 変更の年月日

平成16年 5 月21日

2 取下げ年月日

平成28年 6 月 1 日

3 取下げの理由

届出者に誤りがあったため。

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成28年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、海面漁業生産量で117,021トン（平成26年）、生産額で210億6,300万円（平成26年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,032人（平成25年）となっている。

また、主要漁業生産基地及び周辺地域における水産加工業も盛んであり、沿海地域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は安全で安心な食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には、対馬暖流の主軸をなす第二分枝流が、沿岸域には第一分枝流が流れ、また、海底地形は県西部海域では大陸棚が大きく広がり、県東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの

地形や海流の影響により、島根沖や山陰・若狭沖などの冷水域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這^はり上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

- (3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。
- (4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理量は、以下のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成27年1月から同年12月まで	46,000
2	まいわし	平成27年1月から同年12月まで	57,000
3	まさば及びごまさば	平成27年7月から平成28年6月まで	29,000
4	するめいか	平成27年4月から平成28年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成27年7月から平成28年6月まで	若干

- (2) 第一種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理量は、以下のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成28年1月から同年12月まで	43,000
2	まいわし	平成28年1月から同年12月まで	66,000
3	まさば及びごまさば	平成28年7月から平成29年6月まで	26,000
4	するめいか	平成28年4月から平成29年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成28年7月から平成29年6月まで	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成27年の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明

示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	44,000
2	まいわし	中型まき網漁業	56,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	28,000

- (2) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成28年の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	41,000
2	まいわし	中型まき網漁業	65,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	25,000

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。
(2) 第一種特定海洋生物資源の種類ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。特にまいわしについては、資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては、資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が增大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。
(2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。

- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 物品等又は役務の名称及び数量
島根県ストレスチェックシステム開発・運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部人事課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年 5 月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
しまねS C共同企業体
代表者 富士通株式会社山陰支社 支社長 山下 彰 島根県松江市学園南二丁目10番14号
構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 吉岡 宏 島根県松江市学園南二丁目10番14号
構成員 株式会社マツケイ 代表取締役社長 佐藤 寿行 島根県松江市乃木福富町735番地211
- 5 随意契約に係る契約金額
33,557,904円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年 6 月28日

島根県警察本部長 米 村 猛

- 1 件名
指掌紋情報管理システム賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日
平成28年 5 月31日
- 4 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社山陰支店 支店長 倉持 裕規 島根県松江市朝日町477-17

5 落札金額

343,699,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成28年 4 月 12 日

教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第 2 号

本 庁
出先機関
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 6 月 28 日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

別表第 3 中第16号を第17号とし、第13号から第15号までを 1 号ずつ繰り下げ、同表第12号中「及び第14号」を「及び第15号」に改め、同表中同号を第13号とし、第 9 号から第11号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること（島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第 2 条第11号に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。）。

別表第 5 第12号中「（昭和39年島根県規則第22号）」を削る。

附 則

この訓令は、平成28年 7 月 1 日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成28年 6 月 28 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
サービス付き高齢者向け住宅薫風の丘	出雲市大津町3627-22	平成28年 6 月 17 日

正 誤

平成28年 6 月 7 日付け島根県報第2,807号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
-----	----	---	---

4	島根県告示第429号中	(2) 立木の伐採の限度 次のおりとする。 る。	(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種 次のおりとする。
---	-------------	-----------------------------	--

平成16年 3 月 30 日付け島根県報第1,559号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
10	上から 6	ロック開発株式会社 代表取締役 松尾茂和 東京都千代田区神田佐久間河岸67	ダイヤモンドリース株式会社 代表取締役 平 井康之 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 センチュリー・リーシング・システム株式会社 代表取締役 福田光昭 東京都港区浜松町二 丁目 4 番 1 号 協同リース株式会社 代表取締役 柳井邦宏 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番17号
	上から 13	イ 大規模小売店舗を設置する者の住所 (変更前) 東京都台東区上野 7-14-4 (変更後) 東京都千代田区神田佐久間河岸67 ウ 変更の年月日 上記ア 平成15年 4 月 12 日 上記イ 平成15年11月 1 日	イ 変更の年月日 平成15年 4 月 12 日

平成16年 4 月 27 日付け島根県報第1,567号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下から 7	ロック開発株式会社 代表取締役 松尾茂和 東京都千代田区神田佐久間河岸67	ダイヤモンドリース株式会社 代表取締役 平 井康之 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 センチュリー・リーシング・システム株式会社 代表取締役 福田光昭 東京都港区浜松町二 丁目 4 番 1 号 協同リース株式会社 代表取締役 柳井邦宏 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番17号

平成28年 3 月 31 日付け島根県報号外第75号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
7	上から 16	収入	当該収入